

DP：学校のための認定ガイド

ディプロマプログラム (DP)

DP：学校のための認定ガイド

2010年10月発行、2015年2月改訂の英文原本
Guide to school authorization: Diploma Programme の日本語版
2015年12月発行

本資料の翻訳・刊行にあたり、
文部科学省より多大なご支援をいただいたことに感謝いたします。

注：本資料に記載されている内容は、英文原本の発行時の情報に基づいています。

非営利教育財団 国際バカロレア機構
(International Baccalaureate Organization)
15 Route des Morillons, 1218 Le Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland

発行所
International Baccalaureate Organization (UK) Ltd
Peterson House, Malthouse Avenue, Cardiff Gate
Cardiff, Wales CF23 8GL, United Kingdom

ウェブサイト：www.ibo.org

© International Baccalaureate Organization 2015

国際バカロレア機構（以下、「IB」という。）は、より良い、より平和な世界の実現を目指して、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。本資料は、そうしたプログラムを支援することを目的に作成されました。

IBは、資料の中で利用する多様な情報源について、情報の正確さと信憑性を確認します。ウィキペディアのようなコミュニティーベースの知識源を使用する際には、特に留意します。IBは知的財産の原則を尊重し、利用する著作物すべてについて刊行前に著作権者を特定し、許諾を得るよう常に努力します。IBは、本資料で利用した著作物に対して許諾をいただいたことに感謝するとともに、誤記および遺漏がありました場合には、可能な限り早急に訂正いたします。

本資料に関するすべての権利はIBに帰属します。法令またはIB内部規則もしくは方針に明記されていない限り、IBの事前承諾書なしに、本書のいかなる部分も、形式と手段を問わず、複製、検索システムへの保存、送信を禁じます。詳しくはwww.ibo.org/copyrightをご覧ください。

IBの商品と刊行物は、IBストア (<http://store.ibo.org>) でお求めください。ご注文については、販売・マーケティング部にお問い合わせください。

電子メール：sales@ibo.org

International Baccalaureate、Baccalauréat International および Bachillerato Internacional は、International Baccalaureate Organization の登録商標です。

目次

概説	1
序論	1
認定プロセスの概要	1
質の保証への取組み	6
ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるための要件	7
序論	7
学校の法的位置づけに関する要件	7
ディプロマプログラムの構成に関する要件	8
ディプロマプログラムの実施に関する要件	10
補遺：確認訪問	20
学校訪問のねらい	20
確認訪問の概要	20

概説

序論

IBワールドスクールとなるには、IBのいかなるプログラムであってもそれを実施する前にIBによる認定を受けなければなりません。

認定プロセスは学校が以下を行う手順を支援する構成になっています：

- ・ IBワールドスクールとなる意思を決定する
- ・ IBプログラムの特質と認定要件を理解する
- ・ IBプログラムを実施する準備が整っていることを説明する
- ・ IBプログラムを長期にわたって持続する計画を立てる

認定プロセスは数段階に分かれており、各段階ごとに明確な目標と期間が定められています。

IBプログラムの実施に伴い、学校の在り方に種々の変化が起こり得ます。以下は認定プロセスの期間中、学校を支援するためのガイドラインです。

認定プロセスの概要

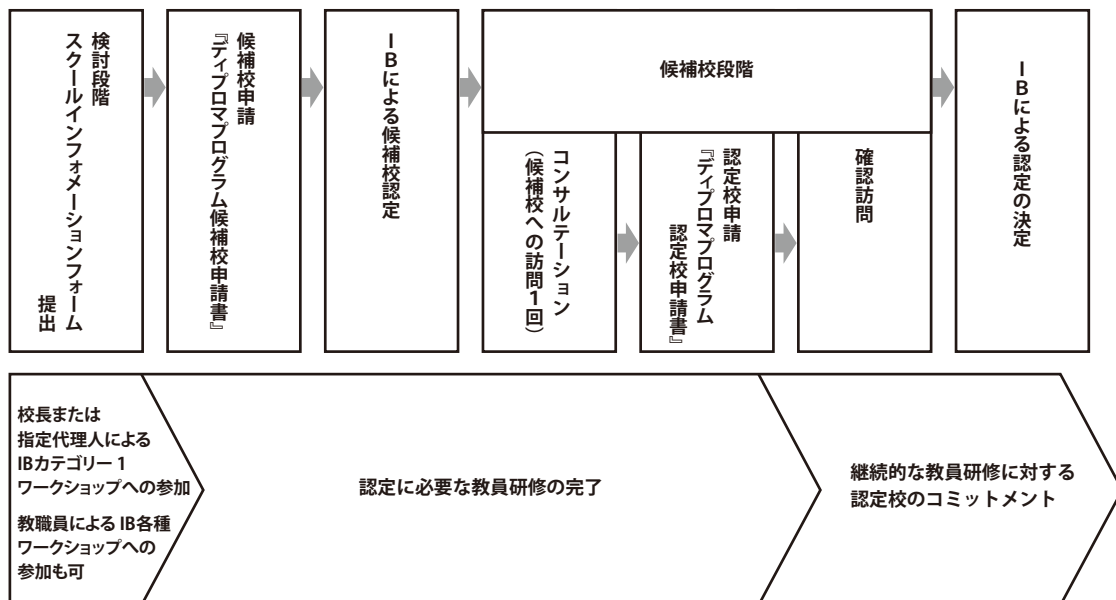


図1 認定プロセスの各段階

検討段階

学校が記入する書式：『コンタクトフォーム』

IB ウェブサイトを閲覧するなど IB に関してある程度の情報を得られたあと、更なる情報が求められることと思います。IB に関心がある、または追加の情報が欲しいなどの場合は、IB ウェブサイトから『コンタクトフォーム』に記入してください。

候補校申請の前に行うことには何がありますか？

候補校申請の前に、IB の教育理念、ディプロマプログラムの構成、そして認定要件等を調べ、学校の現状で IB 導入が可能かを検討します。検討の結果を学校の現状と照らし合わせ、IB プログラムを実施するにあたって必要な事項を明らかにします。その結果、IB ワールドスクールの認定を申請すべきかどうか判断することになります。

通常学校が踏むステップとしては以下が挙げられます。

- a. IB 導入の可能性の調査を行う人員を選定。グループには種々の異なった学問分野の専門の教員、学校の経営陣のいずれか、および財務責任者が入っていると良いでしょう。
- b. 「IB の理念」「IB の学習者像」を検討し、自校の理念が IB のものに近似しているかどうかの検証。建学の趣旨および教育に対する貢献の独自性に関わる問題であり、これは学校にとって最も重要な決定となります。
- c. 校長または指定代理人が IB カテゴリー 1 ワークショップに参加し、IB プログラムと認定プロセスを理解すること。十分な情報を得たうえで将来 IB プログラムを実施するかどうか判断するには、なるべく早い段階で IB の各種教員研修活動に参加することが望まれます。
- d. 学校の法的位置づけについて確認します。
- e. IB プログラムがどのように構成されているかを検討・研究します。
- f. ディプロマプログラムのスターターパックその他追加書類ディプロマプログラムのスターターパックおよびその他追加書類を購入し、熟読します。
- g. 『プログラムの基準と実践要綱』の分析、その他個別の IB プログラム認定要件について検討します。
- h. IB プログラムへの長期的な取組みを担保するために国際バカロレアが IB ワールドスクールに求める責任について、それを完全に満たすことが可能かをよく検討します。
- i. IB の期待像 IB の求める期待像と対比させ、学校の現状を分析します。
- j. IB プログラムを実施することに決定した場合、IB の期待像に学校を合わせ IB プログラムを長期的に継続するために必要な人的・物的資源や財源の IB の求める期待像と対比させ、学校の現状を分析します。
- k. IB の期待像に学校を合わせるまでに要するおおよその期間を算出します。

- l. IBプログラムを実施することの学校および学校関係者コミュニティにとっての利点の検証を行います。
- m. IBプログラム採否の最終判断を下します。

IBプログラムの実施を決定し認定プロセスに入る場合、学校関係者コミュニティからのサポートを得るべく活動し、どのようなリソースがあるかを確認し、IB公認の教員研修活動にスタッフを派遣するなどし、IBプログラムのコーディネーターを人選を下さい。

候補校申請

学校が記入する書式：『ディプロマプログラム候補校申請書』

認定プロセスは学校が『*Application for candidacy: Diploma Programme* (ディプロマプログラム候補校申請書)』を記入し、その他の関係書類を揃えるところから始まります。ディプロマプログラム候補校申請書および関係書類の提出をもって、候補校申請が正式になされたこととなります。

『*Application for candidacy: Diploma Programme* (ディプロマプログラム候補校申請書)』の提出はすなわち、学校がIBプログラムおよびその実施による影響の予備的検証を済ませ、その結果IBワールドスクールとなるために必要な対応策を講じる強い意志を反映する行動計画が策定されたことを意味します。

国際バカロレアは、申請書および関係書類から得た情報をもって下記を確認します：

- ・ 当該校は法人格を有する存在で、管轄当局また場合によっては民間認定機関などによる認定を適正に受けており教育サービスを提供するための条件が整った組織である。
- ・ 当該校の理念および教育哲学が国際バカロレアのものと合致する。
- ・ 校長または指定代理人がIBワークショップに参加し、IBワールドスクールとなるための認定要件を認識している。
- ・ IBプログラム実施に係わるコストを想定している。またそれが5ヶ年計画予算の提示およびプロジェクトを資金的に支える当事者の誓約書差し入れによって明らかになっている。
- ・ 当該校はプロジェクトの実行に関し学校関係者コミュニティからサポートを得ている。
- ・ IBプログラム実施によって予想される結果を当該校が理解している。
- ・ IBプログラムの着実な進展を促すための教員研修に対するコミットメントを当該校が示している。
- ・ 認定に向けての行程を表す行動計画を当該校が策定している。

当該校が上記の条件を満たし、所定の国際バカロレア申請料を支払うと候補校として認められます。

国際バカロレアは候補校の認定を拒否する自由な裁量権を有します。

結果にかかわらず、提出された申請書などの書類および国際バカロレアによる決定に関する情報を提供するレポートが当該校に送られます。

候補校段階

この期間では、I B 認定の要件に対応するうえで必要な活動を学校が実行することになります。

特に注意が必要なのは、各教員が担当教科または担当職務について I B 公認の教員研修活動による適切なトレーニングを確実に受けられるよう、教員研修計画をできる限り早期に実施することです。認定要件が遅滞なく完了するよう、スケジュールを入念に検証する必要があります。教員には『*Application for authorization: Diploma Programme* (ディプロマプログラム認定校申請書)』と同時に提出するコース概要書を起案することが求められているので、事前に各種ワークショップに参加し準備しておいた方が良いでしょう。教員研修関係の要件は、確認訪問時には満たしていることが求められています。

当該校は I B 内の関連部門および I B 公認コンサルタントによるアドバイス、あるいは一度は義務付けられているコンサルテーション訪問を通して国際バカロレアの支援を受けられます。訪問のタイミングは、I B 内の関連部門または I B 公認のコンサルタントとの協議で決定されます。訪問の結果、その後の I B プログラム実施に向けた指摘事項を列記したレポートが当該校に送られます。

すべての教員に、I B オンライン・カリキュラム・センター (OCC) のアクセス権が与えられます。このウェブサイトでは I B の各種刊行物や教材を入手したり、全世界の学校教員とともに I B プログラムに関連するトピックについてオンライン・フォーラムに参加することが可能です。

認定の申請

学校が記入する書式：『ディプロマプログラム認定校申請書』

『*Application for authorization: Diploma Programme* (ディプロマプログラム認定校申請書)』および関係書類は、当該校が認定プロセス上の進捗を遂げ I B ワールドスクールとなる準備が整ったことの証となります。候補校は、I B プログラムとその実施の意味を理解している旨を表明する文書を提出します。

『*Application for authorization: Diploma Programme* (ディプロマプログラム認定校申請書)』および関係書類によって、当該校は下記のことを表明します：

- ・ I B の教育哲学を理解した。
- ・ I B プログラムの要件を理解した。
- ・ 実施の成就を確実にする行動計画の主要な目標を達成した。
- ・ I B ワールドスクールとなるための要件を満たしたという結論に達した。

確認訪問

『Application for authorization: Diploma Programme (ディプロマプログラム認定校申請書)』を受け付けると申請校への訪問が実施され、必要とされるすべての借置がその申立て通り実行され I B ワールドスクールとなる準備が整っていることを確認します。

この訪問の目的は、I B プログラムが依って立つところの教育原理、基準および実践が将来的に維持増進されることを確かめることにあります。個々の教員や学校管理者の評価査定を目的とするものではありません。訪問についての説明は、この後の補遺をご覧ください。

確認訪問の後、I B の担当部署によって認定プロセスに関するレポートが出されます。このレポートは、確認訪問から得た結果と各種申請書類上のデータに基づいて作成され、通常以下の要素が盛り込まれております：

- ・ 賞賛事項：認定に必要なレベルを越えて実践されている点。I B プログラムの実施にとってプラスに働きます。
- ・ 指摘事項：I B プログラムをさらに進展させて行くための指針を与えるもの。
- ・ 重大な指摘事項：直ちに対応しないと I B プログラムのあるべき姿を損なうおそれがあり、そのため申請校の I B ワールドスクール認定資格をも危うくするような事柄が校内で実践されているケースがあります。

認定の判断

候補校による申請の結果を判断するのは常に事務局長の責任です。I B の担当部署が提出する文書に基づいて、この決定は下されます。

I B プログラム教育を行う権限が認められるか否認されるかは事務局長の判断によります。判断の結果は以下のいずれかです。

認定

候補校による認定申請が I B の要件を満たし対応を要す事柄も無いと事務局長が判断した場合、I B 資料『I B ワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム』に従うことを条件に、該当する I B プログラムの教育を実施する認定が与えられます。事務局長の認定証が国際バカロレア本部から申請校に送られます。

賞賛事項と指摘事項の内容も、認定の決定を知らせる書簡と共に送られます。

候補状態の継続

認定する前に候補校によって何らかの変更または改善が実施される必要があると国際バカロレアが判断する場合があります。このような場合、I B の担当部署は重大な指摘事項を詳細に連ねて候補校に文書で通知します。対応が済んだ、あるいは場合によっては対応の完了に向け評価に値する計画が作成されたという確証が提示されるまでの期限がこの文書で定められています。

その後、候補校の認定を推奨するか、あるいは認定までに更なる作業が必要かの判断が I B の担当部署によってなされます。候補校の費用負担となる再訪問が設定される場合もあります。重大な指摘事項が候補校により国際バカロレアの満足がゆくまで対応されずに認定が下されることは決してありません。

否認

国際バカロレアは候補校が I B プログラム教育を実施することを認めない自由裁量権を堅持します。否認された場合、そのような決定に至った理由の要旨が事務局長から知らされます。この決定は覆すことができません：再検討または反訴の対象とは成り得ません。

国際バカロレアから上記の決定を示す文書が送られたあと、2年以上経過すると再度候補校の申請をすることができます。その後のプロセスと手数料は通常通りとなります。

質の保証への取組み

国際バカロレアがそのプロセスの質に関し情報を収集するため、事務局長から文書を受け取った学校は認定プロセス全般についての感想を所定の書式に記入するよう求められます。こうした各学校からのフィードバックを分析し、将来変更を加える場合の参考とします。

ディプロマプログラムを提供する IBワールドスクールとなるための要件

序論

ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなることを希望する場合、学校として下記の要件すべてに適合可能かどうかよく検討する必要があります。要件は以下のように分類することができます：

- ・ 学校の法人格に関する要件
- ・ ディプロマプログラムの構成に関する要件
- ・ ディプロマプログラムの実施に関する要件

これらの要件のいくつかについては、要件を満たしていることの証拠を『*Application for candidacy: Diploma Programme* (ディプロマプログラム候補校申請書)』の提出時に求められ、ほかのいくつかは『*Application for authorization: Diploma Programme* (ディプロマプログラム認定校申請書)』の提出時に求められ、さらにいくつかは確認訪問の際に確認されます。ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとして学校が認定されるには、これらの認定要件のすべてに適合している証拠が必要です。

学校の法的位置づけに関する要件

候補校として認められるためには、学校の法的位置づけに関する要件があらかじめ整っている必要があります。これらの要件はすべてIB資料(英語版)『*Rules for candidate schools* (IB候補校のルール)』に記載されています。

学校の名称・実態

「International Baccalaureate (国際バカロレア)」、「IB」および「IB World School (IBワールドスクール)」の名称はさまざまな形やロゴ、さらにはそれらの組み合わせで国際バカロレア機構により世界中で商標登録されています。また、「IB World School (IBワールドスクール)」という用語およびその関連ロゴの使用権は、1つまたはそれ以上のIBプログラムを提供することを事務局長から認定されているIBワールドスクールにのみライセンス契約で与えられています。

したがって、「International Baccalaureate (国際バカロレア)」、「IB」、または「World School (ワールドスクール)」などの用語がいかなる形や言語にしろ名称に含まれている学校—あるいはこれらの用語が入ったものを商標としている、あるいは商標を申請中の学校—は国際バカロレア機構が候補校として受け入れることはありません。

学校は営利か非営利、私立か公立を問わず法人格を有するものとして適切に登記されており、教育サービスを提供する目的にふさわしく、管轄当局または場合によっては民間認定機関などによって必要な認定を受けていることが必要です。

新設校の場合、認定を受けるまでに通常少なくとも3年間存続していることが求められます。

複数キャンパス校

1つの学校でキャンパスが2か所以上に分かれている場合、通常各キャンパスごとに別個の候補校とみなされ本資料に定められた認定条件をすべて各キャンパスごとに満たす必要があります。

国際バカロレア機構は、キャンパスが複数ある学校ではキャンパス間の距離が近いなど物理的な理由から、単一のプログラムが複数キャンパスにまたがって提供されるケースもあり得るだろうと考えます。そのような複数キャンパス校が、1つの学校単位として認知され各種費用も1校分とされるには、下記の判定規準のすべてを満たしているという証拠を提示しなければなりません。

- a. 法的位置づけまた登記上、複数のキャンパス全体で1つの学校を構成しているとされている。
- b. 日々の教育現場でのリーダーとして1人の責任者がすべてのキャンパスを統括し、職員、また場合によっては地域行政当局からもそのように公式に認められている。
- c. すべてのキャンパスが組織体制、また該当する場合は授業料表も含めて、統一された規則・規定で管理されている。
- d. すべてのキャンパスを統合したプログラムが日々機能するべく責任を持つプログラム・コーディネーターが1名である。
- e. IBプログラムの各キャンパス同士の水平連携・垂直連携が可能であり、またそのようにすることが決まっている。
- f. 各キャンパスの職員が頻繁に会合を持ち、協働企画ができるようにすることが決まっている。

IBプログラムの認定にあたり、何をもって複数キャンパス校とするかを定める権利を国際バカロレア機構は留保します。

ディプロマプログラムの構成に関する要件

概要

ディプロマプログラムの構成に関する要件が実現可能かどうか、その内容を学校はよく吟味する必要があります。その他の詳細を含めこの件に関する情報は以下のIB資料に収められています：IB資料『IBワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム』、

IB資料『一般規則：ディプロマプログラム』、IB資料『DP手順ハンドブック』、IB資料『DP：原則から実践へ』、各科目ガイド、および知の理論（TOK）、創造性・行動・奉仕（CAS）、課題論文（EE）などのコアに関するガイド。

各IBプログラムの連続性

国際バカロレアが開発した3つのプログラムはそれぞれ独立しています。つまり、学校として1つだけ選んでも良いですし、あるいは3つの中から好きなものを組み合わせることもできます。ただし、一貫してIBプログラムを提供すると決めた場合は、生徒が1つのプログラムから次へと間断なく順番に進むというようにプログラムが連続しなければなりません。

DPコーディネーターの任命

各校はDPコーディネーターを1名任命し、DPコーディネーターのリーダーとしての役割を校内に公表しなければなりません。国際バカロレアが関連情報を送りIBプログラム関係のコミュニケーションをとる相手がこのDPコーディネーターです。DPコーディネーターには、IB公式使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれか1つに精通していることが求められます。

科目の選定と教科言語

科目選定、科目の組み合わせ、および指導言語に関する情報は、IB資料『DP手順ハンドブック』に収められています。

必須教員研修

ディプロマプログラムの実施を希望する学校は、継続して教員研修を行うことを確約する必要があります。具体的には、下記の要件を満たさねばなりません。

- ・『ディプロマプログラム候補校申請書』を提出する前に必ず、校長またはその指定代理人がIBカテゴリー1ワークショップに参加すること。
- ・ディプロマプログラムの科目を教える教員は全員、担当教科のIBカテゴリー1ワークショップに参加すること。
- ・TOK教員はIBカテゴリー1知の理論（TOK）コースのワークショップに参加すること。
- ・CASコーディネーターはIBカテゴリー1創造性・行動・奉仕（CAS）ワークショップに参加すること。
- ・DPコーディネーターはIBカテゴリー1DPコーディネーションのワークショップに参加すること。

教員研修は確認訪問の前に完了していることが望ましい。

学校側がIB教員研修に強い関心を示すことで、より多くの教職員がIBの教育活動に従事することができます。

ディプロマプログラムの実施に関する要件

ディプロマプログラムの実施に関する要件は、IB資料『プログラムの基準と実践要綱』に規定されています。すべてのIBプログラムを通じて実際の基準および実施項目は共通ですが、特定のIBプログラムに関しての理解をより良く深めるために、そのIBプログラムについて詳細に記されている実施項目もあります。

それぞれの学校にとってIBプログラムの実施は長い道のりであり、その過程ごとにこれらの基準や実施項目を満たす程度に差が生じるであろうということは国際バカロレアとしても理解しています。しかしながら、下記各表の右2列のコラムに示されているように、認定する時点では一定のレベルに達していることが求められています。

- ・ 国際バカロレアでは、「実施・整備済み」であるべき実施項目およびプログラム認定要件を定めています。ディプロマプログラムは国際バカロレアによる認定を得る前に教えることはできませんが、将来ディプロマプログラムの認定を受けるための準備として、IB教員研修、コース概要、生徒スケジュールなど、すでに実施・整備されているべき実施項目や認定要件があります。これらの実施項目や要件を学校が満たしていないと、IBプログラムのあるべき姿を損なうおそれがあります。
- ・ 国際バカロレアでは、学校が「計画・準備中」とするべき実施項目およびプログラム認定要件を定めています。認定の時点で、学校はこれら実施項目の計画が進行中であることを示さなければなりません。

いずれのコラムにも指定されていない実施項目については、認定の時点では相当初期の計画段階であると思われます。IBプログラム評価の時点ではすべての基準、実施項目、およびプログラム認定要件を満たすことを学校が確約し、実際に時間の経過とともに進捗を示し、それがIBプログラム評価の各サイクルで実証されることが望まれます。

セクションA：理念

基準A

学校の教育上の信念と価値観がIBの理念を反映しているか

実施項目		ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるために必要とされるもの	
		実施・整備済み	計画・準備中
1.	学校の掲げる使命と理念が、IBの使命と理念に一致すること	✓	

2.	学校運営組織、管理職、教育活動全般の責任者、およびスタッフが、IBの理念への理解を示すこと	✓	
3.	学校コミュニティ全体が、プログラムを理解し、責任をもって取り組むこと	✓	
4.	学校コミュニティ全体で、国際的な視野などIBの学習者像を構成するすべての特質を発達させ、奨励している。		✓
5.	学校は、学校コミュニティの内外で責任ある行動を奨励すること		✓
6.	学校は、理解と尊重に基づいた開かれたコミュニケーションを推進すること	✓	
7.	学校は、母語、学校所在地の言語、その他の言語を含めた言語学習を重視すること		✓
8.	学校は、世界に広がるIBコミュニティに参加すること		✓
9.	学校は、IBプログラムおよびIBの理念に生徒がアクセスできるよう支援すること	✓	
	a. 学校はフルディプロマ資格プログラムを提供し、生徒に対して、個々のサーティフィケートだけではなくフルディプロマ資格の取得に挑戦するよう働きかけている。	✓	
	b. 学校は、提供する教育経験を有意義に受け止められるすべての生徒に対し、ディプロマ資格やサーティフィケートの取得を目指すように促している。	✓	
	c. 学校は、生徒達がフルディプロマ資格の取得に挑戦するよう促すために、様々な方策を実施している。		✓

セクションB：組織

基準B1：リーダーシップと体制

学校のリーダーシップと管理体制がIBプログラムの実施を保証しているか

実施項目		ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるために必要とされるもの	
		実施・整備済み	計画・準備中
1.	学校は、実施中のプログラムとその発展について常に学校運営組織に伝える仕組みを構築すること		✓
2.	学校は、プログラムの実施を支援する運営・指導体制を構築すること	✓	

3.	校長とプログラムコーディネーターは、プログラムの理念に沿って教育面でのリーダーシップを発揮すること	✓	
4.	学校は、プログラムコーディネーターを任命し、業務内容、担当授業時間数軽減措置を定め、職責を全うするための支援とリソースを提供すること	✓	
5.	学校は、プログラムを支援するための方針と手順を策定し、実施すること		✓
	a. 学校は、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）によって、学校への入学とDPの履修を認める条件を明らかにすること	✓	
	b. 学校は、IBが求める言語方針に合致する言語方針を策定し、実施すること		✓ ⁽¹⁾
	c. 学校は、IBが求める「インクルーシブ」な教育／「特別な教育的ニーズ」のある生徒についての方針と、学校の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）に合致する方針を策定し、実施すること		✓ ⁽¹⁾
	d. 学校は、IBが求める評価方針に合致する評価方針を策定し、実施すること		✓ ⁽¹⁾
	e. 学校は、IBが求める「学問的誠実性」（academic honesty）に関する方針に合致する方針を策定し、実施すること	✓	
	f. 学校は、DPにおけるすべての評価の実施に関してIBの規定と手順を順守すること		✓
6.	学校は、プログラムの継続的な実施と発展が可能な仕組みを整えること		✓
7.	学校は、すべての関係者が参加するプログラム評価を実施すること		

1. 認定の時点では当座使用する各種方針を暫定的に定め、その後改善していくことが想定されています。

基準B2：リソースと支援

学校のリソースと支援体制がIBプログラムの実施を保証しているか

実施項目		ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるために必要とされるもの	
		実施・整備済み	計画・準備中
1.	学校運営組織は、プログラムの実施と継続的発展のために予算を割りあてること	✓	
	a. 予算措置には、「創造性・活動・奉仕」(CAS)プログラムのための適切なリソースと監督、およびCASコーディネーターの任命などにかかる諸費用も含むこと	✓	
	b. 予算措置には、「知の理論」(TOK)の2年間の実施のための適切なリソースにかかる諸費用も含むこと	✓	
2.	学校は、プログラムの実施のために適格なスタッフを配置すること	✓	
3.	学校は、教師や管理職が必ずIB認定の教員研修を受けるようにすること	✓	
	a. 学校は、認定時およびプログラム評価時に、DPに関連したIB認定の教員研修についての要件を満たしていること	✓	
4.	学校は、教師が協力して授業計画などを策定する「協働設計」(collaborative planning)や「振り返り」(reflection)に専念できる時間を確保すること	✓	
5.	校内およびネット上の学習環境や、施設、リソース、専門機器類を、プログラムの実施に活用すること	✓	
	a. 「理科」(グループ4)および「芸術」(グループ6)の科目の実施に必要な実験室と特別教室は、安全で効果的な学習環境であること	✓	
	b. プログラムの実施を支援する、適切な情報技術(IT)施設を設置すること	✓	
	c. 学校は、試験問題と試験用備品を保管するために、責任ある立場にある教職員以外は立ち入りできない安全な保管場所を確保すること		✓

6.	図書館、マルチメディア、およびリソースが、プログラムの実施において中心的役割を果たすこと	✓	
	a. 図書館またはメディアセンターは、DPの実施を支援するのに必要な、量的に十分で、かつ内容的に適切な資料を備えていること	✓	
7.	学校は、グローバルな諸問題や多様なものの見方に関する情報にアクセスできるようにすること		✓
8.	学校は、学習に関するニーズや「特別な教育的ニーズ」のある生徒およびその担当教師に支援を提供すること		✓
9.	学校は、プログラムの期間中、生徒にガイダンスとカウンセリングを提供できる仕組みを整えること		✓
	a. 学校は、生徒に対して、卒業後進路に関する指導を実施すること		✓
10.	生徒のスケジュールや時間割を、プログラムの要件を満たすように作成すること	✓	
	a. 標準レベル（SL）と上級レベル（HL）のいずれの科目についても、それぞれ推奨されている授業時間数を確保したスケジュールを作成すること	✓	
	b. 「知の理論」（TOK）については2年間をかけて履修するスケジュールを作成すること	✓	
	c. DPにおける学習の同時並行性を尊重したスケジュールを作成すること	✓	
11.	学校は、プログラムの一環として行われる学習を充実させるため、地域社会のもつリソースや専門性などを活用すること		✓
12.	学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「発表会」、MYPでの「 <small>エキシビション</small> パーソナルプロジェクト」（第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティプロジェクト」）、DPでの「課題論文」（EE）、IBCCでの「 <small>リフレクティブ</small> 振り返りプロジェクト」に取り組むにあたって全生徒のためのリソースを確保すること	✓	

セクションC：カリキュラム

基準C1：「協働設計」

「協働設計」と「振り返り」がIBプログラムの実施を支えているか

実施項目		ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるために必要とされるもの	
		実施・整備済み	計画・準備中
1.	「協働設計」と「振り返り」は、プログラムの要件を踏まえて行われること	✓	
	a. 「協働設計」と「振り返り」に、「知の理論」(TOK)と各科目の関連づけを含めること	✓	
	b. 「協働設計」と「振り返り」を通じて、科目間のつながりと関係性を探究し、さまざまな教科で共有されている知識、理解およびスキルを強化させること		✓
2.	「協働設計」と「振り返り」は、定期的かつ体系的に行われること	✓	
3.	「協働設計」と「振り返り」は、学年縦断的および教科横断的な連続性の中で行われること		✓
4.	「協働設計」と「振り返り」を通じて、すべての教師が必ず生徒の学習経験を総合的に把握しているようにすること		✓
5.	「協働設計」と「振り返り」は、あらかじめ合意された学習到達目標に基づいて行われること		✓
6.	「協働設計」と「振り返り」は、生徒の学習ニーズと学習スタイルの違いを考慮に入れて行われること		✓
7.	「協働設計」と「振り返り」は、生徒の学習成果物と学習に対する評価に基づいて行われること		✓
8.	「協働設計」と「振り返り」は、生徒の言語能力の発達にすべての教師が責任を負っていることを認識して行われること		✓
9.	「協働設計」と「振り返り」は、「IBの学習者像」に示される人物像を踏まえて行われること	✓	

注：「協働設計」と「振り返り」の2つのプロセスは相互に関係しているので、まとめて1つの概念として用いています。

基準C2：「指導計画」

学校の「指導計画」がIBの理念を反映しているか

実施項目		ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるために必要とされるもの	
		実施・整備済み	計画・準備中
1.	「指導計画」(written curriculum) は、包括的であること、また、プログラムの要件に沿って作成されること	✓	
	a. カリキュラムは、各教科と「コア」(必修3要件)のねらい、および目標を達成できるように作成されること	✓	
	b. カリキュラムは、学習の同時並行性が実現されるように作成されること	✓	
	c. カリキュラムは、生徒が科目を適切に選択できるように、バランス良く作成されること	✓	
	d. 学校は、開講される各科目および「知の理論」(TOK)について独自のコース内容を開発すること	✓	
2.	「指導計画」は、学校コミュニティ全体に開示されること		✓
3.	「指導計画」は、生徒のこれまでの学習経験を踏まえて作成されること		✓
4.	「指導計画」は、習得に向けて長期的に取り組むべき知識、概念、スキル、および態度を特定したものであること	✓	
5.	「指導計画」は、生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるようなものであること		✓
6.	「指導計画」は、生徒にとって関連のある経験を取り入れたものであること		✓
7.	「指導計画」は、個人、地域社会、国、および世界の諸課題に対して意識を高めるよう奨励するものであること	✓	
8.	「指導計画」は、人間の共通性、多様性、および多元的なものの見方についての振り返りを行う機会を提供するものであること	✓	
9.	「指導計画」は、最新のIB刊行物に準拠すること、また、プログラムの改訂を取り入れるために、定期的な見直しを行うこと	✓	
10.	「指導計画」は、プログラムを支援するために学校が策定した方針を取り入れたものであること		✓
11.	「指導計画」は、「IBの学習者像」に示されている人物像の具現化を目指すものであること	✓	

基準C3：「指導」と「学習」

「指導」と「学習」がIBの理念を反映しているか

実施項目		ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるために必要とされるもの	
		実施・整備済み	計画・準備中
1.	「指導」と「学習」は、プログラムの要件に適合していること		✓
	a. 学校における「指導」と「学習」は、各科目のねらいと目標のすべてを踏まえて行われること		✓
2.	「指導」と「学習」は、生徒が「探究する人」「考える人」として関わるようにするものであること		✓
3.	「指導」と「学習」は、生徒の「すでに知っていること」「できること」を踏まえて構築されること		✓
4.	「指導」と「学習」は、「学問的誠実性」(academic honesty) の理解と実践を奨励するものであること		✓
5.	「指導」と「学習」は、生徒が自分の学習に積極的に責任をもつことができるよう支援するものであること		✓
6.	「指導」と「学習」は、人間の共通性、多様性、および多元的なものの見方に目を向けたものであること		✓
7.	「指導」と「学習」は、母語以外の言語で学習している生徒のニーズを含め、言語に関する生徒の多様なニーズに対応するものであること		✓
8.	「指導」と「学習」は、生徒の言語能力の発達にすべての教師が責任をもって取り組んでいるものであること		✓
9.	「指導」と「学習」は、幅広い多様な方法を用いたものであること		✓
10.	「指導」と「学習」は、生徒の学習ニーズと学習スタイルに応じて、異なる指導方法を用いたものであること		✓
11.	「指導」と「学習」は、情報技術 (IT) を含めた多様なリソースを取り入れたものであること		✓
12.	「指導」と「学習」は、生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるように、生徒の態度とスキルを養うものであること		✓

13.	「指導」と「学習」は、「どのように」「何を」「なぜ」学んでいるのかについて生徒自身が振り返りをするよう働きかけるものであること		✓
14.	「指導」と「学習」は、理解と尊重に基づいた、意欲を喚起する学習環境を育むものであること		✓
15.	「指導」と「学習」は、生徒がさまざまな方法で、学習を通じて身につけた成果を示すよう促すものであること		✓
16.	「指導」と「学習」は、「IBの学習者像」に示されている人物像の具現化を目指すものであること		✓

注：「指導」と「学習」の2つのプロセスは相互に関係しているため、まとめて1つの概念として用いています。

基準C4：評価

学校における評価がIBの評価に関する考え方を反映しているか

実施項目		ディプロマプログラムを提供するIBワールドスクールとなるために必要とされるもの	
		実施・整備済み	計画・準備中
1.	学校における評価法は、プログラムの要件に適合していること	✓ ⁽²⁾	
	a. 生徒の学習に対する評価は、各科目ごとの目標と評価規準に基づいて行われること	✓ ⁽²⁾	
2.	学校は、評価に関する考え方、方針、および手順を学校コミュニティ全体に伝えること		✓
3.	学校は、生徒の学習を評価するために、多様な方法とツールを用いること		✓
4.	学校は、生徒の学習状況について知らせ、学習をより良いものにするために、生徒にフィードバックすること		✓
5.	学校は、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、生徒の成長の様子を記録する仕組みを整えること		✓
6.	学校は、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、生徒の成長の様子を伝える仕組みを整えること		✓
7.	学校は、「指導」と「学習」の参考とするため、評価データを分析すること		
8.	学校は、生徒に対して自分の学習成果物の評価に参加し、その評価を振り返るための機会を与えること		✓
9.	学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「発表会」 ^{エキシビション} 、MYPでの「パーソナルプロジェクト」（第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティプロジェクト」）、DPでの「課題論文」（EE）、IBCCでの「振り返りプロジェクト」 ^{リフレクティブ} の完成を通じて、全生徒が自分自身の学習を総括し、発表する仕組みを整えること	✓	

2. 認定の時点で、コースの概要により実施が確認されます。

補遺：確認訪問

『Application for authorization: Diploma Programme (ディプロマプログラム認定校申請書)』およびその他の補足資料を候補校が滞りなく提出したあと、国際バカロレア機構の担当チームが学校訪問を実施します。

学校訪問のねらい

必要な行動のすべてが実行され、IBワールドスクールとなる準備が整ったという当該校による申請を確認するのがこの学校訪問です。この目的に向けて、訪問チームは以下を行います：

- ・当該校が認定に必要なすべての要件を満たしたことの確証を集める
- ・要求されているレベルを超えて実践されている事項、あるいは今後その進展を推し進めることによってIBプログラムの効果的な実施に資すると思われる事項を発見すること。

この確認訪問の目的は、個々の教員や学校の管理職を評価することではありません。

確認訪問の概要

時期、期間？

IB担当部署が『ディプロマプログラム認定校申請書』および関係書類を受け付けると、国際バカロレアは申請校と訪問の手配を行います。訪問は通常2日間程度で終わりますが、学校の規模によっては、国際バカロレアの方で期間を長く設定することもあります。

関係当事者は？

IB訪問チーム

構成

IB訪問チームは、経験豊かなIB教員で国際バカロレアの施策全般にのっとり現地訪問員となるためのしかるべき研修を受けた者2名または3名で通常構成されます。ただし、学校の規模によっては国際バカロレアの方で数を増やす場合もあります。IB訪問チームの人員は、国際バカロレア内の担当事務局によって選定されます。

訪問を受ける学校側の職員が訪問チームのメンバーとなることはできません。訪問チームのメンバーが、過去比較的最近まで教員を務めていた、その他なんらかの形で親密な関係をもったことがあるまたは現在もっている学校を訪問することは通常できません。また、利益相反のおそれがある場合、訪問チームのメンバーが自らの学校の近隣に所在する学校を訪問してはなりません。

訪問チームの責務

訪問チームのメンバーは訪問の目的を理解し、所定の実施手順を守るよう求められます。全員、訪問先の学校に関する書類は事前に読んでおきます。

学校関係者コミュニティー

訪問チームは学校関係者コミュニティーのさまざまな構成員（学校運営組織メンバー、指導者チーム、IBコーディネーター、IB教員、生徒および保護者）とミーティングを行い、学校の諸施設を見学し、授業を参観します。

確認訪問の事前準備

学校側の責務

- ・ 国際バカロレアと予定表の作成
- ・ 当該目的にかかる各種IB手順にのっとり、費用の提供
- ・ 現地訪問員の滞在先を確保するため、近隣のホテルに関する情報を国際バカロレアに提供する、あるいは場合によってはホテルの予約をすること
- ・ 空港との往復、また場合によっては学校との往復に要する交通手段を現地訪問員に提供すること
- ・ 訪問期間中に訪問チームが使用する部屋を学校内で一室確保し、その室内に訪問チームが求める必要書類をすべて用意すること。ミーティングは通常この部屋で行われるため、プライベートな内容を含む話をするのに適した静かな部屋を学校は責任をもって用意すること
- ・ 時間内の食事を提供すること
- ・ IB公式使用言語の中から国際バカロレアとの共通語として学校が選択した言語（英語、フランス語、スペイン語のいずれか）以外の言語でミーティングを行う必要がある場合は、通訳による補助を外部から調達すること

国際バカロレアの責務

- ・ 学校側が十分な準備期間がとれるよう配慮し、訪問期日を決めて学校に通知すること
- ・ 訪問チームのメンバーを選任し、その名前を速やかに学校側に連絡すること
- ・ 学校側と協議のうえ、予定表を確定すること。これは通常、訪問チームのリーダーによって行われる。

訪問中の予定表

訪問チームのリーダーは、各ミーティングに出席する訪問チーム側と学校側代表のメンバーをそれぞれ決めます。

様々な関係者がそれぞれ個別に割り振られたタイミングで訪問に参加できるよう注意して予定表が作成されます。学校の通常の業務時間外にミーティングが開かれる場合、学校

職員に参加させるかどうかの判断は学校側に一任します。国際バカロレアからは、職員が参加するよう要求してはならないことになっています。

授業を参観する場合は、関係する教員すべての同意を必ず得たうえで行います。

予定事項

確認訪問に予定される事項には通常、下記のものが含まれます：

- ・ 学校の経営陣、理事または委員会メンバー（該当する場合）、I Bプログラム・コーディネーター、学校の教育関係指導者チーム、教員、図書館員、生徒・保護者その他 I Bプログラムに関与することになる人達のグループ、などとの公式インタビュー。これらのインタビューは、訪問チームのリーダーの判断によって、個人ごとの場合もあればグループ単位で行う場合もあるが、現地の法的枠組みを順守して実施される。
- ・ 教員、生徒、経営者、その他職員など I Bプログラムに関与することになる人達とのカジュアルな会話
- ・ 必要に応じて、授業参観
- ・ I Bプログラムの実施を支援する学校施設（図書館、実験室、その他）の確認

予定事項の詳細は確認訪問の事前に決定され確認されます。予定事項の具体的内容は、学校の規模とか確認訪問前に提供された情報などによって異なります。予定事項の見本は、電子的に入手可能です。

訪問チームのリーダーは、必要に応じかつ対応可能であれば、予定事項を微調整することができます。

訪問完了時インタビュー

確認訪問の完了にあたって、訪問チームは学校経営陣メンバーと訪問完了時インタビューを行います。確認訪問の結果および認定プロセスに向けて学校が提出した書類に基づき、訪問チームは確認訪問中に得た観察結果を口頭で伝達します。この機会に、訪問チームは事実確認をし、後に文書で I B の担当部門に提出が義務付けられているレポートが正確に事実認定を記していることを確認するのです。

この時点で、訪問チームが認定の見込みに関する意見などを学校に伝えたり致しません。なぜならば、確認訪問は大きなプロセスのごく一部に過ぎず、その結果は国際バカロレアによって学校に通知されるものだからです。

訪問チームは確認訪問後も内部協議を重ね、口頭のレポートに変更が場合によっては加えられます。その後、訪問チームは I B の担当部門に提出するレポートを文書で用意します。